

非課税世帯臨時特別給付金（7万円追加給付）について

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり7万円を支給します。

【支給対象世帯】

基準日（令和5年12月1日）時点で奥多摩町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯。ただし、令和5年度の住民税が課税されている方の扶養親族などのみからなる世帯は除きます。

【支給額】 1世帯あたり7万円

【支給手続きなど】

(1) 対象世帯のうち、奥多摩町における非課税世帯に対する臨時特別給付金（令和5年6月1日基準日）3万円の支給を受けた世帯については、1月中旬に支給通知書を送付しています。

支給通知書が送付された世帯については、振込口座に変更などがなければ、手続きなどは不要で、2月上旬から順次支給する予定です。

(2) 対象世帯のうち、令和5年6月2日以降に奥多摩町に転入された世帯など、(1)以外の世帯については、確認書を1月下旬までに送付しています。

確認書の記載内容をご確認いただき、2月16日（金）までに同封の返信用封筒で返送してください。不備などがなければ返送から3～4週間程度で支給する予定です。

(3) 給付金の対象と思われる世帯には、支給通知書または確認書を郵送しますが、郵送物が宛先不明で返送される場合などもありますので、対象と思われるのに支給通知書または確認書が届かない場合は、お問い合わせください。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

～带状疱疹ワクチン予防接種費用助成のお知らせ～

東京都の带状疱疹ワクチン任意接種補助事業の対象となる満50歳以上の方を対象につきのとおり費用助成を行います。

【対象者】 接種日時点で、町に住民登録がある満50歳以上の方

【助成対象の接種時期】 令和5年4月1日以降接種分

***令和5年3月31日以前に接種を受けた方は助成の対象にはなりません。**

【助成費用】

| 予防接種の種類 | 助成金額の上限 | 助成回数の限度 |
|-------------------|--------------|---------|
| 乾燥弱毒生水痘ワクチン | 5,000円 | 1回 |
| 带状疱疹ワクチン（シングリックス） | 1回あたり10,000円 | 2回 |

【助成方法】 接種費用全額を支払った後、町ホームページまたは保健福祉センター、住民課、子ども家庭支援センター（古里出張所）に置いてある申請書につきの書類を添付のうえ、接種日から1年以内に申請をしてください。

添付書類：医療機関が発行した領収書または予防接種に係る費用を証する書類の原本（接種された方の氏名、接種日、ワクチンの種類がわかるもの）

*町外医療機関で接種した場合でも申請可能です。

【申請場所】 保健福祉センター、住民課総合窓口、子ども家庭支援センター（古里出張所）

※ 問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777